

公 告 第588号

令和7年12月3日

日本旅行健康保険組合

理事長 喜田 康之

組合規約の一部変更について

日本旅行健康保険組合規約の一部を下記のとおり変更する届出を12月2日に行ったので、
健康保険法施行令第3条の2の規定により公告します。

記

1. 第3条

改定	現行
第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。 東京都江東区亀戸 1-5-7	第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。 東京都中央区日本橋 1-19-1 日本橋ダイヤビルディング 10階

2. 第4条別表1中の「日本旅行健康保険組合 「日本旅行健康保険組合

東京都中央区」を
東京都江東区」に改める。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、令和7年12月1日より適用する。

以上